

薬生食監発 0115 第 2 号
令和 2 年 1 月 15 日

各 検 疫 所 長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課長
(公 印 省 略)

輸入牛肉等の安全確保について

今般、食品安全委員会における「スペインから輸入される牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓に係る食品健康影響評価」を踏まえ、スペインから輸入される牛肉等については、令和 2 年 1 月 15 日付け薬生食監発 0115 第 1 号により取り扱うこととしています。

これに伴い、「輸入牛肉等の安全確保について」（平成 16 年 7 月 30 日付け食安監発第 0730003 号（最終改正：平成 31 年 1 月 9 日付け薬生食監発 0109 第 2 号））の「注）」を下記のとおり改正し、別添のとおりとしますので、その運用に遺漏のないようお願いします。

記

「注）取扱いを別途定めた通知一覧（令和 2 年 1 月 15 日現在）」に、

「令和 2 年 1 月 15 日付け薬生食監発 0115 第 1 号」

を追加する。

食安監発第0730003号

平成16年7月30日

(最終改正：令和2年1月15日付け薬生食監発0115第2号)

各 検 疫 所 長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課長

(公 印 省 略)

輸入牛肉等の安全確保について

BSE発生国等から輸入される牛肉等については、平成13年2月15日付け食監発第18号及び平成15年12月26日付け食安監発第1226001号により取り扱っているところです。

しかしながら、従来、BSE発生リスクが低いとされていた国々において、次々にBSEが発生する最近の状況を踏まえると、現在BSE未発生である国において万が一BSEが発生した際の混乱を未然に防止する必要があります。

については、取扱いを別途定めた国を除くすべての国からの牛の頭部（舌、頬肉及び皮を除く。）、脊髄、回腸（盲腸との接続部分から2メートルまでの部分に限る。）及び脊柱（背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。）の輸入については、これを控えるよう輸入業者への指導方よろしく願います。

なお、牛由来ゼラチン及びコラーゲン等については、平成27年3月27日付け食安監発0327第2号の記の3（1）について輸入者に確認の上、輸入を認めて差し支えありません。

注）取扱いを別途定めた通知一覧（令和2年1月15日現在）

- ・平成25年2月1日付け食安監発0201第3号
- ・平成25年2月1日付け食安監発0201第4号
- ・平成25年2月1日付け食安監発0201第5号
- ・平成25年2月1日付け食安監発0201第6号
- ・平成25年12月2日付け食安監発1202第1号
- ・平成26年5月1日付け食安監発0501第2号
- ・平成26年8月1日付け食安監発0801第1号
- ・平成27年12月21日付け生食監発1221第1号

- 平成 28 年 2 月 2 日付け生食監発 0202 第 1 号
- 平成 28 年 2 月 2 日付け生食監発 0202 第 2 号
- 平成 28 年 2 月 26 日付け生食監発 0226 第 1 号
- 平成 28 年 5 月 2 日付け生食監発 0502 第 1 号
- 平成 28 年 7 月 5 日付け生食監発 0705 第 1 号
- 平成 28 年 7 月 5 日付け生食監発 0705 第 2 号
- 平成 29 年 9 月 29 日付け薬生食監発 0929 第 1 号
- 平成 31 年 1 月 9 日付け薬生食監発 0109 第 2 号
- 令和 2 年 1 月 15 日付け薬生食監発 0115 第 1 号